○東北地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　六号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
いわき市四倉町字志津五二番一から同市久之浜町金ヶ沢江添二二番一まで	前	A 九・〇〇～六六・〇〇メートル B・C 二三・六〇～二三五・二〇メートル	五・四六三キロメートル	上記A・B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A 九・〇〇～六六・〇〇メートル B・C 二三・六〇～二三六・八〇メートル	五・四六三キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

○東北地方整備局告示第四十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　東北地方整備局長　川瀧　弘之

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
六号	いわき市四倉町字志津五二番一五から同市久之浜字連郷一〇一番三まで	東北地方整備局及び同局磐城国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十六日十五時三十分

○東北地方整備局告示第四十九号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
茨城県猿島郡境町大字西泉田字上地一四八五番一から坂東市冨田字遠原一三七九番一まで	前	二五・〇〇～一四九・五二メートル	八・〇四七キロメートル	
	後	二五・〇〇～一四九・五二メートル	八・〇四七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局北首都国道事務所

○関東地方整備局告示第五十号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四百六十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
坂東市冨田字東溜一七七六番一からつくば市新井字須賀山三二番一まで	前	二二・二〇～三二三・〇〇メートル	一九・一七七キロメートル	
	後	二二・二〇～五一二・六八メートル	一九・一七七キロメートル	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局常総国道事務所

○関東地方整備局告示第五十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局北首都国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

一 道路の種類　一般国道

二 路線名　四百六十八号

三 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
茨城県猿島郡境町大字長井戸字ビハ砂六番二から坂東市冨田字遠原一三七二番二まで	二五・〇〇～一四九・五二メートル	八・八六〇キロメートル

四 指定する期日　平成二十九年二月二十五日

○関東地方整備局告示第五十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間国土交通省関東地方整備局及び同局常総国道事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

一 道路の種類　一般国道

二 路線名　四百六十八号

三 指定する道路の部分

区間	幅員	延長
坂東市冨田字遠原一三七二番二からつくば市手代木字田向西一二八四番七まで	八・〇九～三三八・〇一メートル	二〇・〇三〇キロメートル

四 指定する期日　平成二十九年二月二十五日

○関東地方整備局告示第五十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	坂東市冨田字遠原一三七二番二からつくば市手代木字田向西一二八四番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十六日

○関東地方整備局告示第五十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年二月二十四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年二月二十四日　関東地方整備局長　大西　亘

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四百六十八号	坂東市冨田字遠原一三七二番二からつくば市手代木字田向西一二八四番七まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	関東地方整備局及び同局常総国道事務所

供用開始の期日　平成二十九年二月二十六日